

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の新旧対照表

平成 20 年 11 月 30 日

(下線部分改正)

改 正	現 行
<p><b>(約款の趣旨)</b></p> <p>第 1 条 この約款は、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（以下「<u>振替法</u>」といいます。<u>平成 21 年 6 月 8 日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」</u>における「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>」が施行されます。<u>以下同じ。</u>）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p><b>(振替決済口座)</b></p> <p>第 2 条 振替決済口座は、<u>振替法</u>に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p><b>(振替決済口座の開設)</b></p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、<u>振替法</u>その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機</p>	<p><b>(約款の趣旨)</b></p> <p>第 1 条 この約款は、<u>社債等の振替に関する法律</u>（以下「<u>社振法</u>」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p><b>(振替決済口座)</b></p> <p>第 2 条 振替決済口座は、<u>社振法</u>に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><b>(振替決済口座の開設)</b></p> <p>第 3 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、<u>社振法</u>その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機</p>

改 正	現 行
<p>構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p> <p><b>(契約期間等)</b> 第4条 (現行どおり)</p> <p><b>(当社への届出事項)</b> 第5条 「保護預り口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の<u>役職氏名等</u>をもって、お届出の<u>氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑</u>等とします。</p> <p><b>(振替の申請)</b> 第6条 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その<u>4営業日前</u>までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>1. <u>当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数</u></p> <p>2. ～5. (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p><b>(他の口座管理機関への振替)</b> 第7条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替のお申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替のお申出を受け付けられないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡</p>	<p>構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p> <p><b>(契約期間等)</b> 第4条 (省 略)</p> <p><b>(当社への届出事項)</b> 第5条 「保護預り口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の<u>氏名等</u>をもって、お届出<u>印、住所、氏名又は名称、生年月日</u>等とします。</p> <p><b>(振替の申請)</b> 第6条 (省 略)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その<u>3営業日前</u>までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>1. 減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数</p> <p>2. ～5. (省 略)</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p><b>(他の口座管理機関への振替)</b> 第7条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替のお申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替のお申出を受け付けられないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡</p>

改 正	現 行
<p>し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。<u>担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等</u>）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p><b>(担保の設定)</b>  第8条 お客様の投資信託受益権について、<u>担保</u>を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p><b>(抹消申請の委任)</b>  第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し<u>振替法</u>に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p><b>(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)</b>  第10条 (現行どおり)</p> <p><b>(お客様への連絡事項)</b>  第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>1.・2. (現行どおり)</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のた</p>	<p>し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p><b>(質権の設定)</b>  第8条 お客様の投資信託受益権について、<u>質権</u>を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p><b>(抹消申請の委任)</b>  第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し<u>社振法</u>に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p><b>(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)</b>  第10条 (省 略)</p> <p><b>(お客様への連絡事項)</b>  第11条 (同 左)</p> <p>1.・2. (省 略)</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のた</p>

改 正	現 行
<p>めの報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、<u>すみやかに</u>当社の<u>コンプライアンス部お客様相談室</u>に直接ご連絡ください。</p>	<p>めの報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、<u>速やかに</u>当社の<u>コンプライアンス部</u>に直接ご連絡ください。</p>
<p>3～5 (現行どおり)</p>	<p>3～5 (省 略)</p>
<p><b>(届出事項の変更手続き)</b></p>	<p><b>(届出事項の変更手続き)</b></p>
<p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくはは名称、<u>法人の場合における代表者の役職氏名</u>、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、印鑑証明書、住民票、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。</p>	<p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくはは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、印鑑証明書、住民票、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、<u>氏名又は名称、住所等</u>をもってお届け印、<u>氏名又は名称、住所等</u>とします。</p>	<p>3 第1項による変更後は、変更後の印影・<u>住所・名称等</u>をもってお届け印・<u>住所・名称等</u>とします。</p>
<p><b>(口座管理料)</b></p>	<p><b>(口座管理料)</b></p>
<p>第13条 (現行どおり)</p>	<p>第13条 (省 略)</p>
<p><b>(当社の連帯保証義務)</b></p>	<p><b>(当社の連帯保証義務)</b></p>
<p>第14条 機構が、<u>振替法</u>等に基づき、お客様(<u>振替法第11条第2項に定める加入者に限り</u>ます。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p>	<p>第14条 機構が、<u>社振法</u>等に基づき、お客様(<u>社振法第11条第2項に定める加入者に限り</u>ます。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p>
<p>1. 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、<u>振替法に定める超過記載又は記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還</p>	<p>1. 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、<u>社振法に定める消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分</p>

改 正	現 行
<p>金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務</p> <p>2. その他、機構において、<u>振替法に定める超過記載又は記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>(機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p> <p>(解約等)</p> <p>第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>5. お客様が第 21 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</p> <p>6. お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>7. お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p> <p>8. (現行どおり)</p>	<p>配金の支払いをする義務</p> <p>2. その他、機構において、<u>社振法に定める消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>(機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第 15 条 (省 略)</p> <p>2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、<u>お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知</u>します。</p> <p>(解約等)</p> <p>第 16 条 (同 左)</p> <p>1. ～4. (省 略)</p> <p>5. お客様が第 20 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>6. (省 略)</p>

改 正	現 行
<p>2・3 (現行どおり)</p> <p><u>(解約時の取扱い)</u></p> <p>第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p><u>(緊急措置)</u></p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p><u>(免責事項)</u></p> <p>第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>3.～5. (現行どおり)</p> <p>6. 前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p><u>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</u></p> <p>第20条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、<u>振替法</u>に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を</p>	<p>2・3 (省 略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(緊急措置)</u></p> <p>第17条 (省 略)</p> <p><u>(免責事項)</u></p> <p>第18条 (同 左)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>3.～5. (省 略)</p> <p>6. 第17条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p><u>(社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</u></p> <p>第19条 <u>社振法</u>の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、<u>社振法</u>に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を</p>

改 正	現 行
<p>受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>1. <u>振替法</u>附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請</p> <p>2. その他<u>振替法</u>に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>振替法</u>に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、<u>振替法</u>その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p> <p>(約款の変更) 第21条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>1. <u>社振法</u>附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請</p> <p>2. その他<u>社振法</u>に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）</p> <p>3. (省 略)</p> <p>4. <u>社振法</u>に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、<u>社振法</u>その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p> <p>(約款の変更) 第20条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>